

福岡県公報

平成22年6月2日
第3117号

目次

告示(第893号 - 第907号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
土地改良事業の変更の協議の適否決定	(農村整備課)	1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	3
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
救急病院でなくなった病院	(医療指導課)	6
救急病院の認定	(医療指導課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	7
平成22年度定期自動車税収納事務の委託	(税務課)	7
公 告			
落札者等の公示	(情報政策課)	8
落札者等の公示	(情報政策課)	8
落札者等の公示	(総務事務センター)	8
落札者等の公示	(総務事務センター)	9

産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧

(廃棄物対策課) 9

告 示

福岡県告示第893号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市二日市北6丁目53-53、74-1、74-8から74-11まで、74-16、74-55、74-57、74-58及び74-60から74-85まで、並びにこれらの区域内の道路である市有地の全部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫野市針摺中央2丁目7番7号
黒崎建設株式会社 代表取締役 黒崎 守

福岡県告示第894号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項に基づいて、同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業計画の変更を平成22年5月21日付けで適当であると決定したので、同法第96条の3第5項に基づいて同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
上毛町	尻高地区土地改良(区画整理)事業変更計画書の写し	平成22年6月2日から 平成22年6月30日まで	上毛町役場

福岡県告示第895号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年5月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 不二流

(2) 代表者の氏名
大嶋 竜太郎

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区馬出2丁目19番5号

(4) 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、地域住民に対して、武道に関する指導・育成・普及及び指導者の育成に関する事業を行い、青少年の健全育成及び日本文化の武道の普及に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、地域住民に対して、武道に関する指導・育成・普及及び指導者の育成に関する事業及び、武道の精神を生かした人間育成・就労支援・生活サポートに関する事業を行い、青少年の健全育成及び日本文化の武道の普及・安全な地域づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第896号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年5月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
(変更前) 特定非営利活動法人NPO北九州お元気様会
(変更後) 特定非営利活動法人NPOお元気様会

(2) 代表者の氏名
加治 久典

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、広く市民に対して「自然を元気にする、社会を元気にする」をテーマに遊休竹林や遊休農地の整備・活用などを行うことで環境の保全を図るとともに、健康や暮らしに関する助言活動やレクリエーション活動、パソコン講習会を通じて、地域住民の元気のある市民生活の形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第897号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年5月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人人権オンブズ福岡

(2) 代表者の氏名

小賀 久

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区二島二丁目3番47号

(4) 定款に記載された目的

本会は、障害者、高齢者その他社会的弱者の権利の擁護に関する事業を行い、平等で差別のない社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第898号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エコけん

(2) 代表者の氏名

清水 佳香

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県古賀市舞の里5丁目24番13号

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は不特定かつ多数のものに対して、環境保全活動の普及に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、持続可能な社会の実現を願い、地域を中心とした不特定多数のものに対して、ひとりひとりが自分の生活、ひいては社会を、必

要な形態に変化させていく主体となるための、きっかけの提供及びその継続を支援する事業を行い、地域環境及び地域社会の暮らしの質的向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第899号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
築介58	よしとみ整形外科 リウマチ科クリニック	築上郡吉富町幸子471-6	22・4・1	訪看・訪り・ 居管・予訪看 ・予訪り・予 居管
直介歯73	まつき歯科医院	直方市津田町8-24	22・4・1	居管・予居管
み生介老4	介護老人保健施設 アルテンハイムヨ コクラ	みやま市高田町濃施409	19・1・29	通リ・短療・ 老保・予通リ ・予短療
大居194	あっとほーむ訪問 看護ステーション	大牟田市大正町5-2-1	22・5・1	訪看・予訪看
大支49	あっとほーむケア プランサービス	大牟田市大正町5-2-1	22・5・1	居支
直居91	デイサービスげん き塾	直方市頓野1863-2	22・4・1	通介・予通介
飯支81	にぎわい荘ケアプ ランセンター	飯塚市津島253-1	22・4・1	居支
飯居260	訪問介護ステーシ ョン蛸	飯塚市高田1000-1	22・4・1	訪介・予訪介

飯居261	ヘルパーステーションこころのわ	飯塚市伊岐須 1 - 194	22・5・1	訪介・予訪介
飯居262	医療法人康和会アイデイサービス	飯塚市鶴三緒1547 - 10	22・5・1	通介・予通介
中居54	デイサービスえくぼ	中間市土手ノ内 1 - 8 - 45	22・4・1	通介・予通介
宰支16	ケアプランだざいふ	太宰府市吉松 1 - 25 - 3	22・5・1	居支
粕居86	アップルハート新宮ケアセンター	糟屋郡新宮町下府 4 - 8 - 1 - 101	22・5・1	訪介・予訪介
み居44	デイサービス四つ葉	みやま市瀬高町下庄223 - 6	22・4・1	通介・予通介
田川居254	訪問介護かぞく	田川郡香春町中津原1915 - 4	22・5・1	訪介・予訪介
田川居253	デイサービスセンターふじの花	田川郡福智町神崎1056 - 153	22・5・1	通介・予通介
筑紫居51	小規模多機能型居宅介護施設さわやか憩いの家二日市	筑紫野市立明寺534 - 3	22・5・1	小居
糸島地介療1	医療法人社団昭友会田中病院	糸島市神在1378 - 3	22・3・1	訪看・訪り・通り・居管・短療・療養・居支・予訪看・予訪り・予通り・予居管
大川居35	ひまわり介護サービス	大川市津12 - 1	22・3・1	訪介・予訪介
糸島地支4	JA糸島ケアプランセンターひまわり	糸島市浦志 2 - 2 - 12	22・1・1	居支

福岡県告示第900号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条

の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田川支67	福岡県介護保険広域連合田川支部地域包括支援センター	福岡県介護保険広域連合田川・桂川支部地域包括支援センター	田川市新町11 - 47	22・4・1
糸島地介薬25	有限会社タカラ薬局前原	タカラ薬局前原	糸島市前原西 1 - 14 - 6	12・10・1
糸島地支4	糸島農業協同組合「ひまわり会ヘルパーステーション」	JA糸島ケアプランセンターひまわり	糸島市浦志 2 - 2 - 12	22・1・1
朝支8	まるごとケアプランサービス宝珠の郷	ケアプランサービスアン・ローゼ	朝倉市杷木志波原鶴92 - 1	22・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地介64	宮内医院	糸島市志摩御床松原 2165 - 67	糸島市志摩御床2165 - 67	22・3・8
糸島地介65	岩隈医院	糸島市志摩御床91	糸島市志摩御床91 - 9	22・1・1
糸島地介薬25	タカラ薬局前原	糸島市前原956 - 1	糸島市前原西 1 - 14 - 6	12・10・1

糸島地介 薬9	すずらん薬局	糸島市前原中央2 - 6 - 21	糸島市前原中央2 - 6 - 20	14・12・2
朝倉介福 3	朝倉医師会訪 問看護ステー ション	朝倉市三奈木2466 - 1	朝倉市来春422 - 1	22・4・1
京居10	みやこ町社協 ホームヘルプ サービスセン ターみつば	京都府みやこ町勝山山 田960	京都府みやこ町勝山山 田971	22・4・1
朝倉支21	医師会ケアプ ラン	朝倉市三奈木2466 - 1	朝倉市来春422 - 1	22・4・1
遠居81	悠々ヘルパー ステーション	遠賀郡遠賀町今古賀466 - 2	中間市垣生893 - 1	21・7・1
朝倉居25	ヘルパーステ ーションあさ くら	朝倉市杷木穂坂59 - 1	朝倉市杷木志波原鶴92 - 1	22・4・1
朝支8	ケアプランサ ービスアン・ ローゼ	朝倉郡東峰村福井942 - 1	朝倉市杷木志波原鶴92 - 1	22・4・1

福岡県告示第901号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
------	-----	-------	-------

み居42	しあわせねっと訪問介護 サービス	みやま市瀬高町下庄223 - 6	22・4・1
------	---------------------	------------------	--------

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地支11	福岡県介護保険広域連合 糸島支部地域包括支援セ ンター	糸島市前原中央2 - 13 - 17	22・1・1
像介128	秋山内科クリニック	宗像市稲元1 - 1 - 5	22・4・30
糸島地介12	合屋産婦人科医院	糸島市池田804 - 1	22・1・1
糸島地介27	井上病院	糸島市波多江717 - 1	22・3・31
築介58	よしとみ整形外科リウマ チ科クリニック	築上郡吉富町幸子471 - 6	22・3・31
糸島地介歯 23	蒲生歯科医院	糸島市前原中央2 - 1 - 6	22・3・31
糸島地介歯 10	歯友会まえばる歯科医院	糸島市前原614 - 4	22・2・28
直介歯26	松木歯科医院	直方市津田町8 - 24	22・3・31
糸島地介薬 44	ひきつ調剤薬局	糸島市志摩御床松原2165 - 93	22・1・1
八女介薬32	ヤマサキ薬局	八女市立花町谷川1650	22・2・1
み生介老2	介護老人保健施設アルテ ンハイムヨコクラ	みやま市高田町濃施409	19・1・29
京居31	犀川園ヘルパーステー ション	京都府みやこ町犀川谷口759	22・4・16
田川居186	デイサービスセンター藤 の里	田川郡福智町神崎1098 - 237	22・5・1

福岡県告示第902号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市庄字郷ノ辻364番6及び364番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市福岡南5丁目24番24号
三田 英二、三田 由美子

福岡県告示第903号

次に掲げる病院は、平成22年3月31日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院でなくなったので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

病院の名称	所在地
大牟田市立総合病院	大牟田市宝坂町2-19-1
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1
福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市中央区唐人町2-5-1

福岡県告示第904号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
大牟田市立病院	大牟田市宝坂町2-19-1	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	

福岡市立こども病院・感染症センター

福岡市中央区唐人町2-5-1

福岡県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	一丁田久留米線 停車場	前	久留米市西町990番26 先から 久留米市西町1264番11 先まで	7.8 ～ 28.6	401.0
			後	同上	15.0 ～ 42.6	
久留米	県道	藤田吉町線	前	久留米市西町603番6 先から 久留米市西町1179番4 先まで	8.0 ～ 17.4	520.0
			後	同上	9.2 ～ 40.0	
久留米	県道	瀬高線 久留米	前	久留米市荒木町今360 番1先から 久留米市荒木町今229 番2先まで	10.2 ～ 44.0	515.1

			後	同上	10.2 ~ 44.0	515.1
久留米	県道	吉井久留米線 自転車道	前	久留米市北野町金島 2354番1先から 久留米市北野町大城318 番3先まで	3.0 ~ 4.6	131.0
			前	同上	3.0 ~ 4.6	122.0
			後	同上	3.0 ~ 6.0	122.0

福岡県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年6月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	一丁田久留米線 停車場	久留米市西町990番26先から 久留米市西町1264番11先まで
久留米	藤田線 日吉町	久留米市西町603番6先から 久留米市西町1179番4先まで
久留米	瀬高線 久留米	久留米市荒木町今360番1先から 久留米市荒木町今267番1先まで
久留米	瀬高線 久留米	久留米市荒木町今230番5先から 久留米市荒木町今230番1先まで

久留米	吉井久留米線 自転車道	久留米市北野町金島2354番1先から 久留米市北野町大城318番3先まで
-----	----------------	---

福岡県告示第907号

平成22年度定期自動車税の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻生 渡

- 委託する税目
平成22年度定期自動車税
- 委託の相手方の名称、住所及び委託内容

名称	住所	委託内容
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内3丁目23番20号	自動車税収納事務に付随する情報通信役務の提供
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	日本国内の直営店及び加盟店における自動車税の収納事務
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号	同上
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	同上
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	同上
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地	同上
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上

- 委託した日
平成22年5月1日

4 収納取扱期間

平成22年5月1日から平成23年3月31日まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

光ファイバケーブル心線の賃貸借及び保守

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成22年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

九州通信ネットワーク株式会社

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目12番20号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

135,702,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る特定役務の名称

ふくおかギガビットハイウェイ運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成22年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

九州通信ネットワーク株式会社

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目12番20号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

184,400,244円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成22年6月2日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成22年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
T I S 株式会社産業事業統括本部西日本産業事業部九州支社
- (2) 住所
福岡市博多区奈良屋町2番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
37,275,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）該当
-
- 公告
落札者等について、次のとおり公示します。
平成22年6月2日
- 福岡県知事 麻 生 渡
- 1 契約に係る特定役務の名称
福岡県財務会計システム統合保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称

- 福岡県総務部総務事務センター
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成22年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
株式会社 K C C
- (2) 住所
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
38,850,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）該当
-
- 公告
福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。
平成22年6月2日
- 福岡県知事 麻 生 渡
- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社マルマサ興業
福岡市東区社領二丁目23番6号
代表取締役 樋口 正司

2 施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

(1) 施設の種類

(2)に掲げる産業廃棄物の破砕施設

(2) 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

産業廃棄物の種類	一日当たりの処理能力
廃プラスチック類	56トン
木くず	88トン

3 設置場所

宗像市池田字大谷635番地

4 指定地域

宗像市池田の一部、田野の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成22年6月2日から同年7月2日まで